

堺市景観計画の改定について

改定の背景

- **上位計画・関連計画の反映**
新たに策定された現行の上位計画（堺市基本計画 2025）や関連計画（堺市都市計画マスタープラン等）の内容に沿った修正
- **景観計画策定時からの地域の変化**
計画策定後の事業状況や新たなエリア動向を考慮した修正
- **重点地域での取組の強化**
重点地域に位置付けている堺環濠都市地域において、現状やエリア特性を踏まえた景観施策の検討
- **行為の届出等の業務遂行上の課題に対応した変更**
 - 景観施策運用開始当初はなかった技術的な進歩やデザインのトレンド等への対応
 - イメージしやすい定性的な表現への変更

現状の把握

- **上位計画・関連計画の確認**
堺市基本計画 2025 や SDGs 未来都市計画（2021～2023）、堺市都市計画マスタープランなどの上位・関連計画を踏まえた方針等の文言修正
- **景観特性の現状の把握**
 - 重点的に景観を図る地域の現状の把握（百舌鳥古墳群周辺地域、堺環濠都市地域）
 - 現行計画策定後に大きく変容した地域及び今後変容する見込みの地域を抽出、景観特性や色彩特性、現状の景観施策の分析等
- **市民意識の把握**
景観施策等に対する市民意識の把握（市民、関係人口（来訪者）、事業者へのアンケート調査）

主な改正点

- ① **基本方針の再構成**
上位・関連計画の改定を踏まえ、基本方針を点検し、記載する順番を入れ替えるなど再構成を行う。
- ② **地域別景観形成方針の見直し**
上位・関連計画の位置づけや景観計画策定時からの地域の変化を踏まえた地域別景観形成方針の修正を行う。
特に、拠点での事業やプロジェクト推進を踏まえた方針追記を行う。
- ③ **公共事業の積極的な景観形成の追記**
公共事業の役割や、拠点等での公共事業の進展/今後の推進を踏まえて、公共事業における積極的な景観形成への配慮について追記を行う。
- ④ **堺環濠都市地域の基準強化**
堺環濠都市地域について、重点的な景観形成を図る地域の位置づけに基づき、区域や基準の設定を行い、景観誘導を図る。
- ⑤ **その他**
 - 行為の制限（景観形成基準）において、これまでの運用における課題や新たな技術やトレンド等に対応した基準の追記を行う。
 - 屋外広告物による景観形成において、維持管理の観点を充実する。
 - 住民主体の景観形成の取組において、周知啓発等の観点を充実する。

堺市景観計画（現行）

- 第1章 はじめに**
 - 景観計画策定の背景
 - 景観形成の意義
 - 計画の位置づけと役割
 - 景観計画の区域
- 第2章 活かしたい堺の景観と景観形成の理念・基本方針**
 - 堺市らしい景観とは
 - 活かしたい堺の景観（理念）
 - 共に守り、育み、創造する景観文化ー古代から未来へ輝くまち・堺
 - （基本方針）
 - “堺で暮らす”魅力を高める 改正点① P.2
 - “堺文化”の個性を守り育む
 - 活力ある“まちの顔”をつくる
 - 堺市の景観特性
 - 自然景観／歴史文化景観／市街地景観／
- 第3章 地域別景観形成方針**
 - 地域特性に応じた景観形成
 - 地域の景観の読み解き
 - 都心・周辺市街地景観／
 - 近郊市街地景観／郊外市街地景観
 - 田園景観／丘陵市街地景観／
 - 丘陵地景観／臨海市街地景観 改正点② P.3 (詳細 P.7～)
- 第4章 景観形成の推進方策**
 - 推進方策の基本的な考え方
 - 全市における景観形成
 - 大規模建築物等の景観誘導
 - 公共事業における景観形成 改正点③ P.4
 - 屋外広告物による景観形成
 - 重点的に景観形成を図る地域
 - 百舌鳥古墳群周辺地域 改正点④ P.5 (詳細 P.12～)
 - 堺環濠都市地域 改正点⑤ P.6 (詳細 P.15～)
 - 住民主体の景観まちづくり

改正点① 基本方針の再構成

■ 現状・課題

- 上位計画や、都市づくり等に関する関連計画等において、主なキーワードとして持続可能性の追求、事業等による新たな価値、都市魅力、活力の創造、豊かな歴史、文化の活用、ともに創る（共創）などの観点が記載されている

『堺市基本計画 2025』

- 都市像として「未来を創るイノベティブ都市」、基本姿勢として持続可能性、多様性、ともに創造、Society5.0の4つを挙げる
- 「堺の特色ある歴史文化」「人や企業を惹きつける都市魅力」が重点戦略に位置づけ

『SDGs 未来都市計画（2021～2023）』

- 2030年のあるべき姿として「多様性を認め合い未来を創造する都市・堺」を掲げる

『堺市都市計画マスタープラン』

- 都市計画のコンセプトに「豊かな歴史・文化を活かし、新しい価値を生み出す持続可能な自治都市・堺」を置き、都市像に「活力あふれる都市」「住みたい・訪れたい・働きたい魅力のある都市」等を掲げる

『堺ランドデザイン 2040』

- 都市拠点を中心としたエリア（堺東／堺駅・堺旧港／中百舌鳥／泉ヶ丘／大仙公園／環濠／堺浜エリア）において将来イメージやプロジェクト推進の方向性を提示

■ 主な改正点

- 上位・関連計画では、「都市魅力」「活力の創造」「豊かな歴史、文化の活用」などが重視されており、本市としてめざすべき都市像を前面に出すべく、基本方針の順番を入れ替える。
- 上位・関連計画では、「多様性」「都市魅力」などがキーワードとなっており、これらを基本方針にも追記する。

（現行の基本方針）

- ① “堺で暮らす”魅力を高める
- ② “堺文化”の個性を守り育む
- ③ 活力ある“まちの顔”をつくる



（基本方針の改正案）

① 活力ある“都市空間”をつくる

風格ある堺らしい都市の魅力を高めるために、固有の資源を**活用**し、調和した魅力ある景観形成により、創造性ある**都市空間**をつくります。

都心における**多様な都市機能の集積を強みとした人々が交流する新たな都市魅力の創出**や、**各地域の個性や魅力を活用した拠点形成により、都市の活力を創出**します。

② “堺文化”の個性を守り育む

南部丘陵などの自然環境や仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群、環濠都市、堺旧港、街道などの歴史的なまちなみ、大美野や浜寺などの緑豊かな住宅地など、堺独自の**豊かな歴史文化資源**を市民の共有財産として保全・継承します。同時に、それらと調和し、またその要素を取り入れて、まちなみをつくりあげることで個性を一層**育みます**。

③ “堺で暮らす”魅力を高める

身近な地域では、市民が愛着をもてるような落ち着いた調和の取れた景観の形成とそれに伴う暮らしの質の向上をめざします。

家の前の植栽、建物や看板のひとつひとつが**地域**の景観を構成する大きな要素になります。緑や河川、ため池といった水辺など地域の身近な自然を**意識**し、歴史文化と調和した**たたずまい**を生み出すことで、潤いある豊かな生活環境を育むことをめざします。

改正点② 地域別景観形成方針の見直し

■ 現状・課題

上位・関連計画

『堺市基本計画 2025』

○「居住環境ゾーン」で7つの地域別に空間像を位置づけの上、エリア戦略を提示のほか、「成長ゾーン」として「都心エリア」「イノベーション創出拠点」「スマートシティ」「産業集積」、「交流ゾーン」として「都心エリア」「世界遺産・大仙公園エリア」「環濠エリア」「堺浜エリア」「中百舌鳥エリア」「泉北ニュータウンエリア」が提示され、空間像等を景観形成にも反映する

『堺市都市計画マスタープラン』

○7つの地域別に市街地のめざすべき姿を提示のほか、都心、都市拠点（臨海、泉ヶ丘、中百舌鳥、美原）に加え、地域拠点（深井、北野田、鳳、新金岡）、駅前拠点ごとのめざすべき姿を提示しており、景観形成との整合を図る

その他エリア・拠点計画等（主なもの）

『堺市歴史的風致維持向上計画』：古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出

『堺都心未来創造ビジョン』

：多様な人が交流し、企業が集まる、堺の成長をけん引する魅力的な堺都心部 ～新たな価値の創造と都市ブランドの確立～ をコンセプトとした、SMI（堺・モビリティ・イノベーション）都心ラインの導入をめざす大小路筋や大道筋の軸形成や堺旧港・親水護岸、環濠などのエリア形成

『堺市かわまちづくり計画』：大和川沿川のまちと水辺が一体となった魅力ある環境づくり

『なかもずイノベーション創出拠点の形成に向けたロードマップ 等』

：最先端のイノベーションと活力を創出するクリエイティブエリア（堺・南大阪地域の拠点）

『新金岡地区の住まいまちづくり基本方針』：公的住宅団地の更新

『深井駅周辺地域活性化事業基本構想』：公園の機能強化と民活による地域拠点機能の強化

『泉北ニュータウン駅前再編整備事業・公的賃貸住宅再生事業実施計画』：都市機能更新

居住環境ゾーンでの空間像（抜粋）

都心・周辺市街地	培われた歴史や文化に触れ、利便性の高い環境も享受しながら、様々な都市活動が実現できる市街地
近郊市街地	成熟した良好な居住環境の継承や、駅周辺に商業、医療などの日常生活を支える施設の集積により、歩いて日常生活が送れる利便性の高い市街地
郊外市街地	戸建住宅と農地や緑地が共存するゆとりと潤いのある環境を有し、公共交通などの利用により生活の拠点に出かけることができる市街地
丘陵市街地	安全で快適な居住環境を維持・向上し、田園空間とも調和を図りながら、多様な世代が集い、働き、暮らす市街地
田園集落地	自然と古くからの集落が共存したゆとりと潤いのある環境
臨海部	海と触れ合え、多様なアクティビティが楽しめるエリア
南部丘陵地	緑豊かな自然と農業に触れ、親しめる場

都心・都市拠点のめざすべき姿（抜粋）

都心	個性ある都市空間、多様な都市機能の導入・強化、ウォーカブルな都市空間の形成 など
臨海	海辺の特性を活かした集客・商業機能の集積や親水空間整備、自然環境、スポーツや健康増進の場の創出 など
泉ヶ丘	豊かな緑空間、生活を支える機能等の集積、幅広い世代の人で賑わい交流する拠点 など
中百舌鳥	職住一体・近接型の機能集積、人が賑わい交流しながら最先端テクノロジーとビジネスを創造する拠点 など
美原	広域アクセス性に優れた産業機能の集積、人やものが集まり賑わう拠点の形成 など



堺都心未来創造ビジョンの取組方針図

■ 主な改正点 ※P7以降に改正案

【 都心・周辺市街地景観 】

- 都心：類いまれな歴史文化や都市機能を強みとした、多様な主体を惹きつける景観形成、都市ブランド力の向上につながる都市空間の創出を追記
- 大小路筋や大道筋：ウォーカブルなシンボリック空間の形成や交通結節点のにぎわい空間の創出、魅力的な夜間景観の形成など新たな観点を追記
- 百舌鳥古墳群周辺地域：世界遺産の保全や、古墳群と調和した景観形成、おもてなし空間としての景観形成等を追記
- 堺環濠都市地域：風情が感じられ、趣のある景観形成の追記
- 内川・土居川及び堺旧港：水辺空間や緑の活用を追記
- 大和川周辺：地域と水辺が一体となった魅力ある景観形成を追記

【 近郊市街地景観 】

- 中百舌鳥都市拠点：イノベーション創出拠点にふさわしい景観形成を追記
- 新金岡駅周辺：公的住宅団地の更新を背景にした、豊かな緑やこのエリアの利便性を強みとしたにぎわいの景観形成を追記
- 深井駅周辺：地域活性化事業を背景とした、交流・にぎわいの景観形成を追記
- 百舌鳥古墳群周辺地域：同上

【 丘陵市街地景観 】

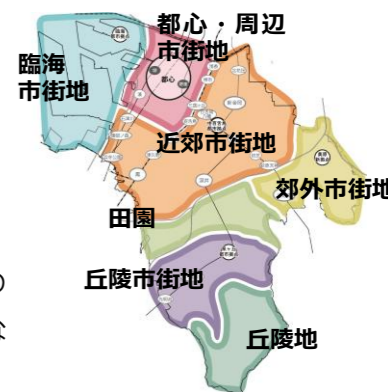
- 駅前や近隣センターでの多様な都市機能の集積によるにぎわいや交流を生み出す魅力的な景観形成を追記
- 泉ヶ丘駅周辺：駅前ビルの更新や大学医学部・病院の立地に伴う都市空間の再編等を背景に、多世代でのにぎわい・交流の観点を追記

【 丘陵地景観 】

- まとまった住宅地では周辺の景観に配慮した緑豊かな住環境を形成する旨を追記

【 臨海市街地景観 】

- 海辺の特性を強みとした水と緑の憩いの空間、スポーツ・レクリエーション機能の充実等によるにぎわいのある景観形成の追記



景観特性の現状の把握

- 景観の変化を把握して、地域別景観形成方針の点検を行うため、①「この間の景観が大きく変化した地区」【過去】、②「変化する見込みのある地区」【今後】、③「活かしたい堺の景観」の点検の3つの観点から市内18カ所を抽出し、景観特性の現状把握調査を実施
- 駅前等を中心に開発事業・公共事業等が実施され、市街地の景観の変化が見られ、今後も事業などが進行中、または計画中であり、方針に反映すべき事項を整理

現地調査による主な変化等の概要

都心・周辺市街地	駅前や軸となる道路沿いの建築物等の更新や事業等の構想、工場地域のまちなみの変化
近郊市街地	駅前の事業終了や今後の推進に伴う一体的な景観形成、公的住宅団地等の市街地更新と周辺への配慮
丘陵市街地	広域的に人をひきつける魅力的な景観形成等、拠点変化への適合
丘陵地	市街化調整区域での住宅地開発
臨海市街地	企業立地の促進、良好な水と緑の景観の維持

改正点④ 堺環濠都市地域の基準強化

■ 現状・課題

(現行計画の位置づけ)

○堺環濠都市地域については、重点的な景観形成を図る区域に指定も、具体的な区域や方針、基準等は未設定

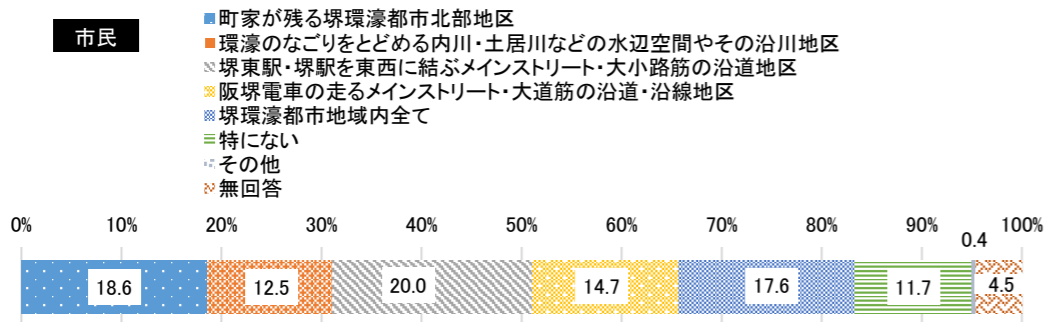
(主な関連計画)

『堺都心未来創造ビジョン』 大小路筋 (SMI 都心ライン) や大道筋等でさまざまな施策を推進
『堺市歴史的風致維持向上計画』 「環濠都市区域」は歴史的風致の維持及び向上を図る重点区域に設定

(市民意識)

- 堺環濠都市地域内で積極的に景観形成すべき場所について、「特にない」を選択した人を除き、8割以上がいずれかの地区で積極的に景観形成すべきと選択
- それぞれの地区を重視する理由は異なっており、地区の特性に応じ、環濠都市の名残をとどめる貴重な景観の保全、個性や魅力ある景観形成、にぎわいに寄与する景観形成等を進めることが求められている

堺環濠都市地域で守っていききたい景観の場所 (単数回答) (n=505)



(現況調査)

- 大道筋など幹線道路沿道を中心にさまざまな規模の建築物が道路に沿って連続して建ち並ぶ
- 高容積率が指定され、前面道路幅員も大きいエリアであり突出した建築物が建築されやすい
- 大規模建築物はこれまでの景観誘導の効果もあり周辺に配慮した景観形成が進む
- 中規模建築物でめだつ色彩の建物が点在していた
- 今後予定される SMI プロジェクトによる整備も想定すると、道路での公共空間再編や沿道建物の建替え等の景観形成が進む予定

大道筋沿いに建ち並ぶさまざまな規模の建築物
大道筋沿いのめだつ中規模建築物
SMI プロジェクトによる整備が想定される交差点



■ 主な改正点

(1) 区域の設定

景観計画では「歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出と活力ある景観形成」を図る地域として重点地域に位置付けており、歴史的風致維持向上計画において、重要文化財や指定等文化財、町家等の歴史的建造物が集積している地域として重点区域に位置付けられている「堺環濠都市区域」と同じ範囲とした。

(2) 対象の設定

これまで対象であった大規模建築物に加え、景観上突出する懸念のある中規模建築物を誘導対象に加える。(高さ10m超、地上4階以上、延べ面積500㎡超)

(3) 景観形成について

○方針

類いまれな歴史文化や都市機能を活用した
本市のにぎわいや活力を牽引する魅力ある都市空間の創造

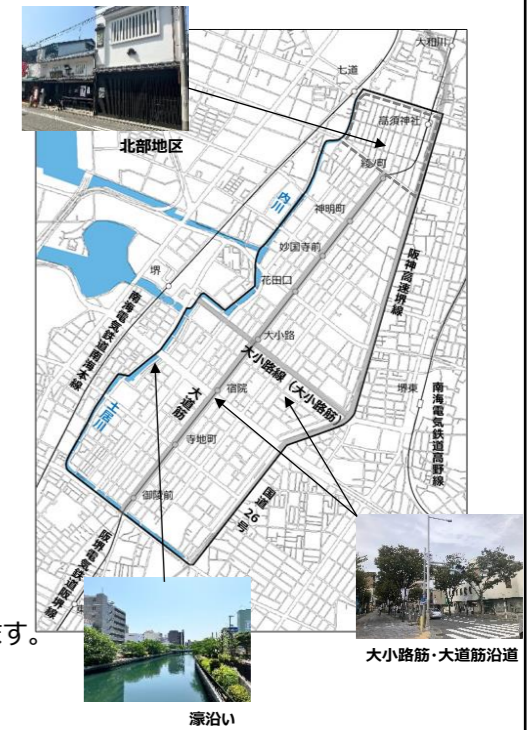
1. さまざまな都市活動を誘引する、都心として活力あふれる魅力的な景観を形成します。
2. 大小路筋 (大小路筋) や大道筋沿いにおける歩いて楽しい沿道景観を形成します。
3. 堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。
4. 濠沿いの水辺空間と調和した景観を形成します。

○行為の制限 (景観形成基準) (抜粋)

堺環濠都市地域内では多様な景観の特性を有し、かつ、都心であるため、建築物等の更新や SMI プロジェクト等の構想があり、今後、景観が変化する可能性があることを踏まえ、周辺景観への配慮を求めつつ、地域特性へ配慮する基準を設定する。

【周辺の調和】	<ul style="list-style-type: none"> - 大小路筋や大道筋沿いにおいては、ウォークアブルな街路空間や交差点でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。 - 町家が点在する北部、寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮して建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。 - 内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。
【敷地の形態・意匠】	<ul style="list-style-type: none"> - 大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるように植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。 - 町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、または壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷地とするよう努める。 - 濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷地の形態・意匠とし、潤いを感じられる水辺空間の創出に努める。
【建築物の形態・意匠】	<ul style="list-style-type: none"> - 大小路筋や大道筋沿いにおいては都心のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 - 町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。
【建築物の外壁の色彩】	<ul style="list-style-type: none"> - (大規模建築物) これまでと同様 - (中規模建築物) 堺環濠都市地域の多様な景観特性を踏まえ、突出した色彩を避けるべく、ベースカラーとして用いる色彩の範囲は右表とする。

色相	彩度
橙色系	6以下
黄色、赤色系	4以下
その他の色相	2以下



改正点⑤ その他

○行為の制限（景観形成の基準）

■現状・課題

（大規模建築物の届出等の運用実績の検証）

- これまでの大規模建築物や景観地区での景観誘導により、周辺に配慮した景観形成が進められている一方、実績を重ねたゆえの運用の課題が挙がっている
 - > 定量・定性的な基準の解釈、新たな建築意匠・技術への対応など、運用上苦慮する点の改善が必要（具体的には、色彩の多色使い、自然素材の使用、ガラスやルーバー、植栽の基準など）
 - > より分かりやすい表現への修正が必要

■主な改正点

- より分かりやすい表現として、ベースカラー、サブカラー、アクセントカラーの定義を明記
- ベースカラー色彩の多色使いを防ぐため、面積基準を追記
- サブカラー色彩のアクセント使いを防ぐため、彩度の基準を追記
- 近年、よく見られるようになった写真やイラスト、図形などを用いた場合の扱いを明確にするため、アクセントカラーと明記
- 近年、よく見られるようになったルーバーや建具、建築設備等、ガラスを用いた建築物としてのデザインに対応するため、外壁の色彩としてみなす場合があることを明記
- 自然素材に似せた人工素材の普及により、自然素材の判断が困難であるため、自然素材についても外壁の色彩とみなすことを明記
- 潤いのある道路空間に寄与するよう、敷地への植栽の配置を明記

○屋外広告物による景観形成

■現状・課題

- 近年、自然災害が日本各地で発生しており、各地の屋外広告物に多くの被害が生じていることから、所有者等は適切に維持管理する必要がある
- デジタルサイネージ等の新たな広告媒体に対する配慮などが必要
- 大規模な屋外広告物に対する配慮事項が具体的でなくイメージしにくい



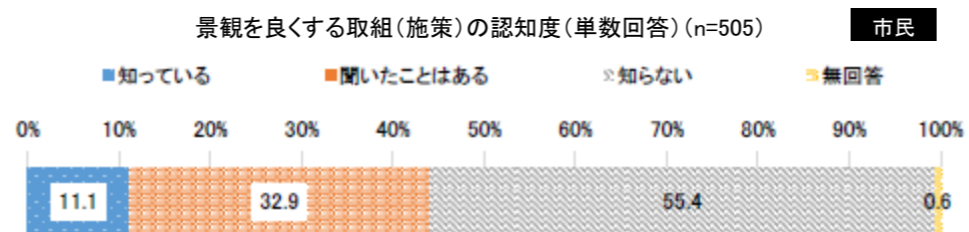
■主な改正点

- 【屋外広告物による景観形成に関する追記事項】
 - 屋外広告物の落下や倒壊が生じると、人命に関わる被害が発生する可能性もあることから、屋外広告物の所有者等が定期的に安全点検を実施するなど、適切に維持管理をする必要がある旨を記載
 - 広告物の色彩やデジタルサイネージ等の新たな広告媒体に対する配慮の必要性を追記
- 【大規模な屋外広告物への配慮事項】
 - 広告物の掲出位置やデザイン等の統一感への配慮を追記
 - 道路沿道への掲出を控える旨を追記
 - 照明や発光を伴うものについて、明るさを抑える旨を追記
 - 信号の視認性等の安全性への配慮を追記
 - 点検のしやすさや耐久性などの安全性への配慮を追記

○住民主体の景観形成に向けた活動

■現状・課題

- 景観施策の認知度が4割と、半数を下回る（意向調査より）
- 景観形成の取組への興味が低い（無回答4割）ものの、興味がある事項としては、地域の景観を学ぶセミナーやフィールドワークなどへの関心が高い（意向調査より）



■主な改正点

引き続き、景観施策の認知度を上げ、興味を持って取り組んでもらうことをめざし、「景観形成を先導する担い手の育成」として、景観に関するPRや情報発信、表彰イベントの開催など、本市の取り組むべき事項を分かりやすく表記した構成に修正

改正点②の詳細 地域別景観形成方針の見直し

【 都心・周辺市街地景観 】

a 都心及び駅前の拠点の景観

【特性】

- 堺駅前商業・業務施設の集積による風格とにぎわいのある景観
- 堺駅前商業・業務施設の集積による明るくにぎわいのある景観
- 堺市駅前の市街地再開発事業や隣接する都市公園を含めた整った景観



①堺駅前 ②堺駅前

b 都心周辺の特徴的な通り景観

【特性】

- 電線が地中化され、けやき並木が特徴的な大小路筋（大小路筋）
- 阪堺線や町家をはじめとするさまざまな景観資源が特徴的な大道筋
- 広幅員の道路にフェニックスが特徴的な国道26号（フェニックス通り）
- けやき並木のトンネル沿いに落ち着いたまちなみが連なる今池三国ヶ丘線（けやき通り）
- 仁徳天皇陵古墳・大仙公園とつながる緑豊かな深井畑山宿院線（御陵通り）



③大小路線のまちなみ ④大道筋と阪堺線のまちなみ

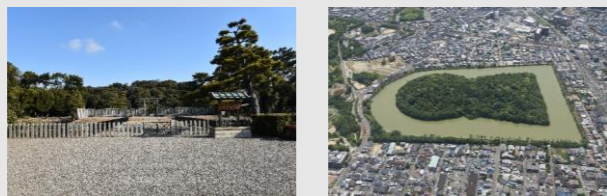


⑤国道26号 ⑥今池三国ヶ丘線

c 古墳及びその周辺の景観

【特性】

- 低層住宅地の中で雄大な姿を見せる深い緑に包まれた古墳と、うるおいを感じる濠
- 静かなたたずまいの良好な住宅地のまちなみと、公園や周遊路の緑



⑦仁徳天皇陵古墳 ⑧履中天皇陵古墳



⑨深井畑山宿院線(御陵通り) ⑩大仙公園

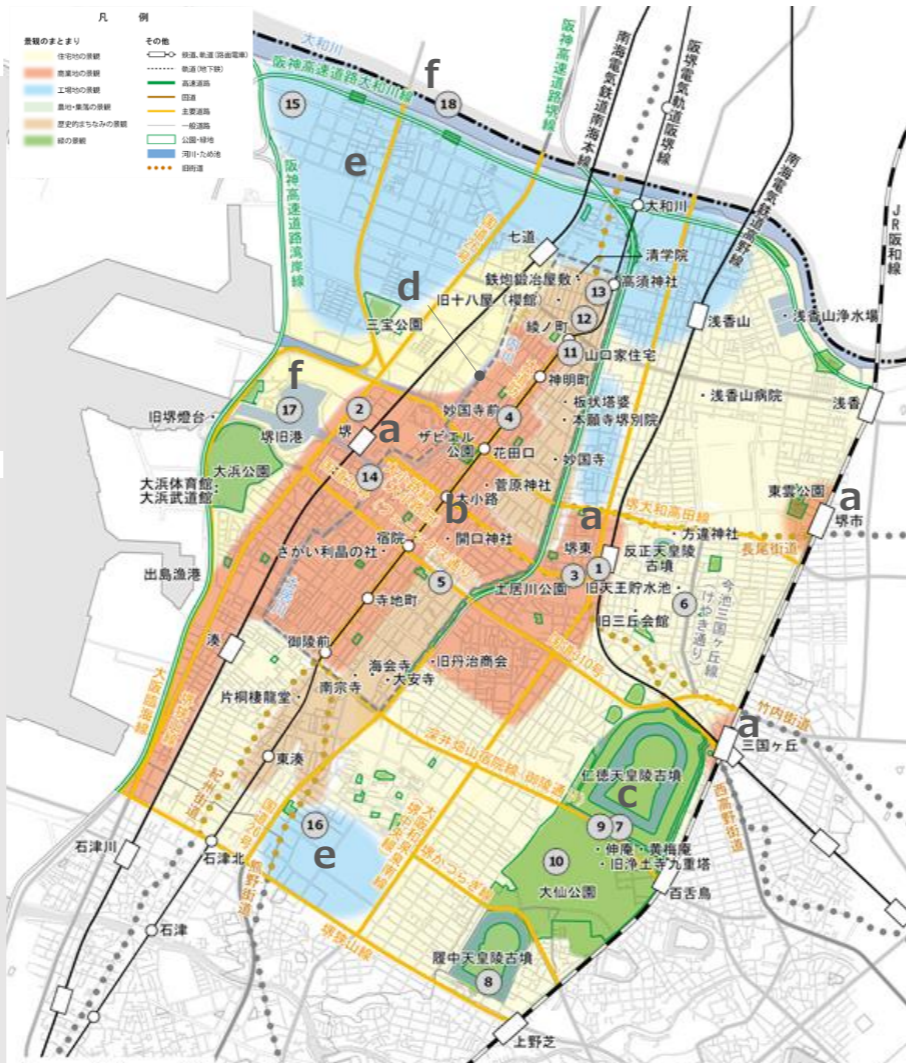
e 暮らしと生産の場が共存する景観

【特性】

- 職住が一体となった生活感のあるまちなみ
- 工場緑化によるうるおいのあるまちなみ



⑮三宝地区の工場緑化 ⑯石津地区の工場のまちなみ



d 環濠都市の歴史的なまちなみ景観

【特性】

- 環濠都市をほうふつとさせる内川、土居川の水辺空間
- 昔ながらの町割、建物が残るまちなみ
- 寺社の集積する寺町のまちなみ
- 阪堺線沿いに点在する町家のまちなみ
- 包丁、線香などの伝統産業が息づくまちなみ
- 紀州街道、竹内街道などの歴史的なまちなみ



⑪山口家住宅 ⑫環濠北部の歴史的なまちなみ

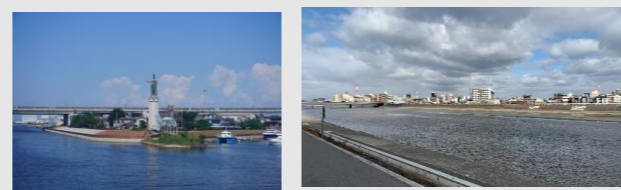


⑬紀州街道 ⑭土居川の水辺空間

f 堺旧港・大和川の景観

【特性】

- 歴史を意識して整備された堺旧港
- 広大な水と緑を感じることができる大和川のオープンスペースの景観



⑰堺旧港 ⑱大和川の広がりある景観

本市の玄関口にふさわしい、**都市ブランド**を代表するような景観を創出するため、都心・周辺市街地景観の目標を次のように定めます。

古代から未来へ、風格とにぎわいある堺を代表する景観の継承と創造

都心及び駅前の拠点の景観

1. **多様な都市機能**が集積している都心は**都市ブランド力**を高めるため、**類いまれな歴史文化や都市機能を活用し、多様な主体を惹きつける本市の中心的拠点**にふさわしいにぎわいの創出や**風格のある景観**とします。また、地域の拠点となる鉄道駅前においてはそれぞれの地域特性を踏まえた**駅前空間**の創出や周辺との調和を図ります。

都心周辺の特徴的な通り景観

2. 都心の軸となる**大小路筋（大小路筋）**や**大道筋**は**ウォーカブルなシンボリック空間**の形成や**交通結節点**のにぎわい空間の創出、**魅力的な夜間景観**の形成などによる**多様な人が集い交流する魅力あふれる景観**とします。その他の幹線道路沿道においては**節度あるデザイン**や**沿道の緑化**により、まちなみの調和やまとまりに配慮した**秩序ある景観形成**を図ります。

古墳及びその周辺の景観

3. **百舌鳥古墳群周辺地域**は、**世界遺産を保全しながら古墳周辺の建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられるおもてなし空間**としてもふさわしい景観とします。

環濠都市の歴史的なまちなみ景観

4. 堺環濠都市地域とその周辺は、**歴史文化資源の保存や歴史的まちなみを保全しながらこれらと調和した風情**が感じられる趣のある景観とします。
5. 環濠都市の名残である**内川・土居川及び堺旧港周辺**は、**それぞれの水辺空間と緑を活用した景観**とします。

暮らしと生産の場が共存する景観

6. 工場と住宅が混在する地域では工場に**周辺との調和に配慮したデザイン**や**植栽**を取り入れ、暮らしと生産の場が共存する潤いある景観形成を図ります。

堺旧港・大和川の景観

7. 大和川周辺においては広大な水と緑のオープンスペースとの調和に配慮し、**地域と水辺が一体となった魅力ある景観形成**を図ります。
8. 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する**緑・水系**といった特徴的な自然景観の**保全と活用**を図ります。

旧街道沿いの景観

9. 歴史的まちなみや建築物などの**歴史文化資源**を地域のシンボルとして**活用し、地域全体のよりよい景観形成**を図ります。

【近郊市街地景観】

a 駅前の拠点の景観

【特性】

- 駅前広場を中心とする整然とした中百舌鳥駅前の景観
- 新金岡駅前の商業施設を核とするにぎわいのある景観
- 都市機能の集積が進んだ深井駅前の景観
- 鳳駅前の商業施設等を核とするにぎわいのある景観



①中百舌鳥駅前



②新金岡駅前



③深井駅前



④鳳駅前

b 幹線道路沿道の景観

【特性】

- 交通上の骨格を形成し、沿道に商業施設が立地する広幅員道路の大阪高石線（常磐浜寺線）、大阪中央環状線、堺狭山線（泉北1号線）
- 沿道に商業施設が連なる国道310号



⑤大阪中央環状線

c 風格が宿る郊外住宅地の景観

【特性】

- クロマツ、板塀、石積み、生垣、ゆとりある敷地などが特徴的なかつての別荘地の趣が残る浜寺、諏訪ノ森の郊外住宅地
- 緑豊かで落ち着いたまちなみの上野芝や初芝の郊外住宅地



⑥浜寺昭和町のまちなみ



⑦上野芝町のまちなみ

d 古墳及びその周辺の景観

【特性】

- 低層住宅地の中で雄大な姿を見せる深い緑に包まれた古墳と、うるおいを感じる緑
- 静かなたたずまいの良好な住宅地のまちなみと、公園や周遊路の緑



⑧ニサンザイ古墳

e 伝統産業が息づく景観

【特性】

- 石津川の流れを利用した伝統産業の注染・和晒工場などが集積するまちなみ



⑨石津川・工場と住宅のまちなみ

f 田園景観

【特性】

- 市街地の中でも自然を感じさせる農地、ため池



⑩菅池

g 大規模な公園・緑地の景観

【特性】

- 豊かな緑とオープンスペースを有する大規模な公園・緑地の景観



⑪金岡公園



⑫浜寺公園



⑬大泉緑地



i 公的住宅団地が建ち並ぶ景観

【特性】

- 計画的に開発された公的住宅団地が整然と建ち並ぶまちなみ
- 成熟した住宅団地の緑豊かなまちなみ



⑭公的住宅団地のまちなみ

h 旧街道沿いの景観

【特性】

- 竹内街道や長尾街道、西高野街道などの旧街道沿いに残る歴史的なまちなみ
- 旧街道沿いに、家原寺や大鳥大社などの由緒ある寺社が残るまちなみ



⑮長尾街道



⑯西高野街道

百舌鳥古墳群や史跡土塔、寺社や集落、街道、郊外住宅地や洋館建築などの歴史景観と、ため池や寺社林、農地などの自然景観が市街地の中に存在する景観を守り育てるため、また、中百舌鳥都市拠点では、ビジネスや学術における交流の場としてにぎわいのある都市景観を創出するため、近郊市街地景観の目標を次のように定めます。

暮らしの中で歴史文化、自然が織りなす多彩な景観の保全と創造

駅前の拠点の景観

1. 地域の拠点となる鉄道駅前においては、それぞれの地域特性を踏まえた駅前空間の創出や周辺との調和を図ります。
中百舌鳥都市拠点は、にぎわいや活力を感じられる駅前空間の創出を図り、イノベーション創出拠点にふさわしい景観とします。
新金岡駅周辺では、豊かな緑やこのエリアの利便性を強みとしたにぎわいある景観とします。
また、深井駅周辺は、多様な世代が集い交流する水質池公園を新たな中区のシンボルとしたにぎわいある景観とします。

幹線道路沿道の景観

2. 幹線道路沿道においては、節度あるデザインや沿道の緑化により、まちなみの調和やまともに配慮した秩序ある景観形成を図ります。

風格が宿る郊外住宅地の景観

3. 良好な住環境が保たれている郊外住宅地とその周辺では、歴史ある住宅と緑豊かでゆとりあるまちなみの保全を図ります。

古墳及びその周辺の景観

4. 百舌鳥古墳群周辺地域においては、世界遺産を保全しながら古墳周辺の建築物や屋外広告物について景観誘導を推進し、百舌鳥古墳群と調和した歴史文化を感じられるおもてなし空間としてもふさわしい景観とします。

伝統産業が息づく景観

5. 工場と住宅が共存する地域では、工場に周辺との調和に配慮した開放的なイメージのデザインや植栽を取り入れ、暮らしと生産の場が共存する潤いある景観形成を図ります。

田園景観

6. 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する緑・水系・ため池といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。

旧街道沿いの景観

7. 歴史的まちなみや建築物などの歴史資源を地域のシンボルとして活用し、地域全体のよりよい景観形成を図ります。

【 郊外市街地景観 】

a 緑豊かでゆとりある郊外住宅地の景観

【特性】

- 重厚で緑豊かな生垣、ゆとりある敷地などが特徴的な大美野の良好な住宅地の景観
- 計画的に整備されたさつき野の整った住宅地景観



①大美野の住宅地のまちなみ



②さつき野の住宅地のまちなみ

b 集落地の景観

【特性】

- 昔の集落や寺社が残る田園景観と調和した黒山のまちなみ
- 街道沿いに残るまちなみ



③黒山集落のまちなみ



④黒姫山古墳

c 田園景観

【特性】

- ため池・河川などの自然特性を有する田畑が広がる田園景観



⑤西除川沿いの景観

d 幹線道路の景観

【特性】

- 商業施設が建ち並び、にぎわいを感じられるまちなみ



⑥国道 309 号

e 拠点の景観

【特性】

- 洗練されたデザインを持つ美原都市拠点の景観
- 再開発が進み整った北野田駅前の景観



⑦美原都市拠点周辺



⑧北野田駅周辺

f 木材工場団地の景観

【特性】

- 工場が集積するまとまりあるまちなみ



⑨木材工場団地の景観

【 田園景観 】

a 河川沿いに広がる田園景観

【特性】

- 陶器川・和田川沿いに広がる貴重な自然・農業生産空間としての田園景観
- 河川沿いに点在するため池・樹林地



①陶器川



②陶器川周辺の農地



③和田川

b 幹線道路沿道の景観

【特性】

- 田園景観を貫く機能性を有する幹線道路のまちなみ



④泉大津美原線 (松原泉大津線)

c 農村集落地の景観

【特性】

- 昔ながらの生活がうかがえる農村集落のまちなみと、周辺の農地が一体となった景観



⑤太平寺集落のまちなみ



⑥田園と一体になった集落のまちなみ

d 旧街道沿いに残るまちなみ景観

【特性】

- 西高野街道など、旧街道沿いに残る歴史的なまちなみ



⑦西高野街道

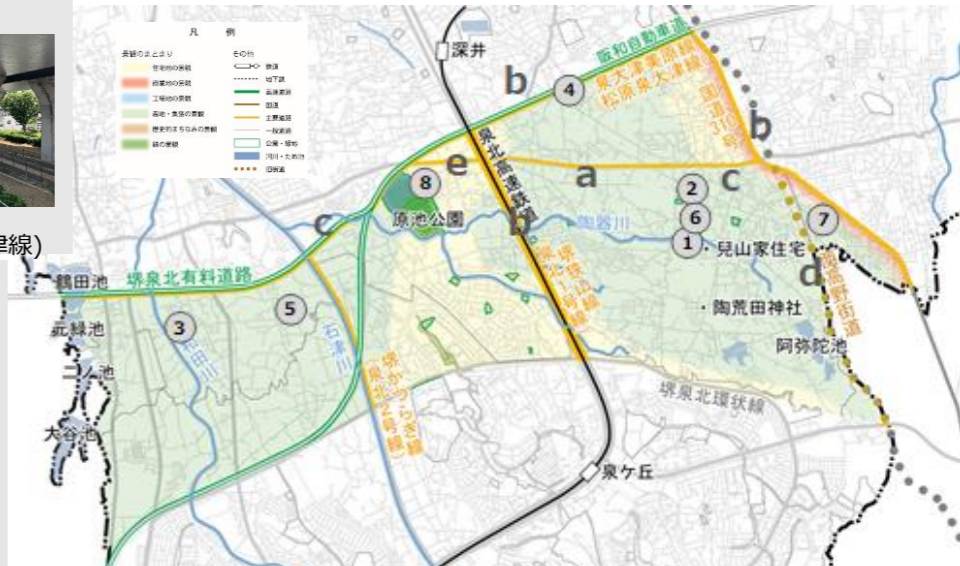
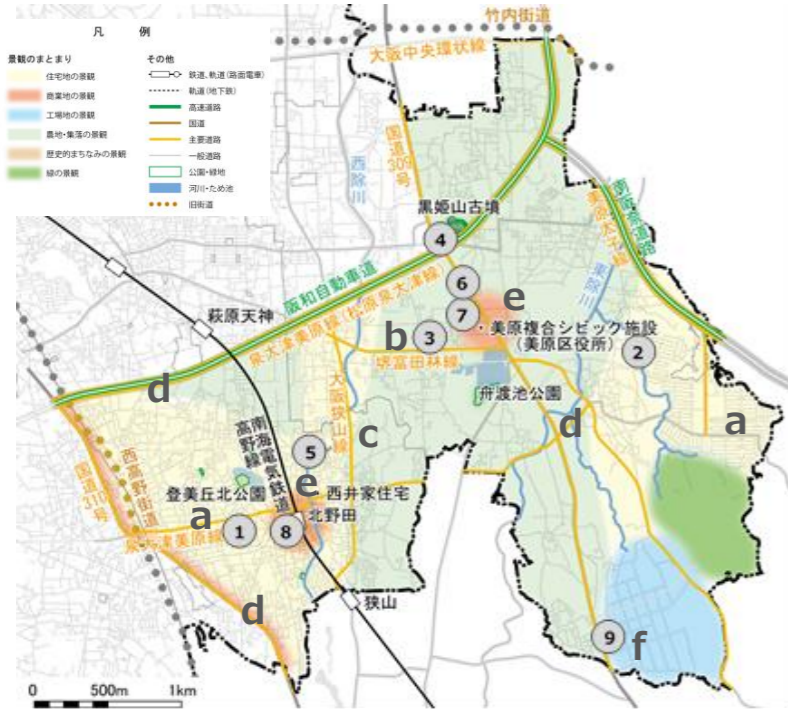
e 大規模な公園・緑地の景観

【特性】

- 田園景観の中であってスポーツ・レクリエーションが楽しめる開放的な景観



⑧原池公園



大美野、さつき野など計画的に開発された郊外住宅地や昔ながらの農村集落のまちなみなどの良好な景観を保全しながらも、**美原都市拠点**では人やものが集まりにぎわう場としての都市景観の創出を図るため、郊外市街地景観の目標を次のように定めます。

緑豊かな郊外住宅地景観及び田園と調和した集落地景観の保全

緑豊かでゆとりある郊外住宅地の景観

1. 良好な住環境が保たれている郊外住宅地とその周辺では、歴史ある住宅と緑豊かでゆとりあるまちなみの保全を図ります。

集落地の景観

2. 集落地のまちなみや周辺の農地などの田園景観と調和した景観形成を図ります。

田園景観

3. 周辺環境との調和に留意しながら地域に分布する田畑・ため池・河川、起伏ある地形といった特徴的な自然景観の保全と活用を図ります。

幹線道路沿道の景観

4. 幹線道路沿道においては節度あるデザインや沿道の緑化により、豊かな緑と調和した落ち着いた景観形成を図ります。

拠点及びその周辺の景観

5. 美原都市拠点では都市機能が集積した美原区域のシンボルゾーンとして、周辺の良好な田園景観との調和を保ちつつ、にぎわいのある景観形成を図ります。

貴重な自然・農業生産空間として素朴で美しい田園景観と伝統的な集落・街道の景観を保全するため、田園景観形成の目標を次のように定めます。

丘陵地に沿ってなだらかに広がる田園景観の保全

河川沿いに広がる田園景観

1. 起伏のある地形、田畑、ため池、河川などからなる貴重な自然・農業生産空間としての田園景観の一体的な保全を図ります。

幹線道路沿道の景観

2. 幹線道路沿道や新たに市街化が進みつつある地域では、集落景観と調和した落ち着いた景観形成を図ります。

農村集落地の景観

3. 背後の丘陵地・山なみへの見通しや周辺の集落景観との調和に配慮し、農地の潤いを感じられる伝統的な農村景観の保全を図ります。

旧街道沿いに残るまちなみ景観

4. 伝統的な集落や街道沿いに位置する歴史資源の保全を図ります。

【 丘陵市街地景観 】

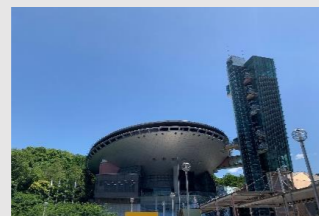
a 駅前の拠点の景観

【特性】

- 計画的に配置された商業施設や公共施設が生み出すにぎわいのあるまちなみ



① 泉ヶ丘駅前



② ビッグパン



③ 樺・美木多駅前



④ 光明池駅前

b 大規模な公園・緑地の景観

【特性】

- ニュータウン内に計画的に整備された大規模な公園・緑地・緑道による景観



⑤ 大蓮公園



⑥ 新檜尾公園

c 成熟したニュータウンのまちなみ

【特性】

- 自然景観を活用して計画的に整備された泉北ニュータウンの成熟したまちなみ
- 緑豊かでゆとりある敷地が特徴的な郊外住宅地



⑦ 竹城台の住宅地



⑧ 公的賃貸住宅のまちなみ

d 幹線道路沿道の景観

【特性】

- 周辺の商業施設や集合住宅、緑が連なるニュータウンの骨格となるまちなみ



⑨ 堺狭山線（泉北1号線）

e 谷あいの集落地景観

【特性】

- 石津川・和田川の谷あいに位置する里山と農地、集落が一体となった田園景観
- 櫻井神社など由緒ある寺社などが残る歴史が感じられる景観



⑩ 谷あいの集落と田園



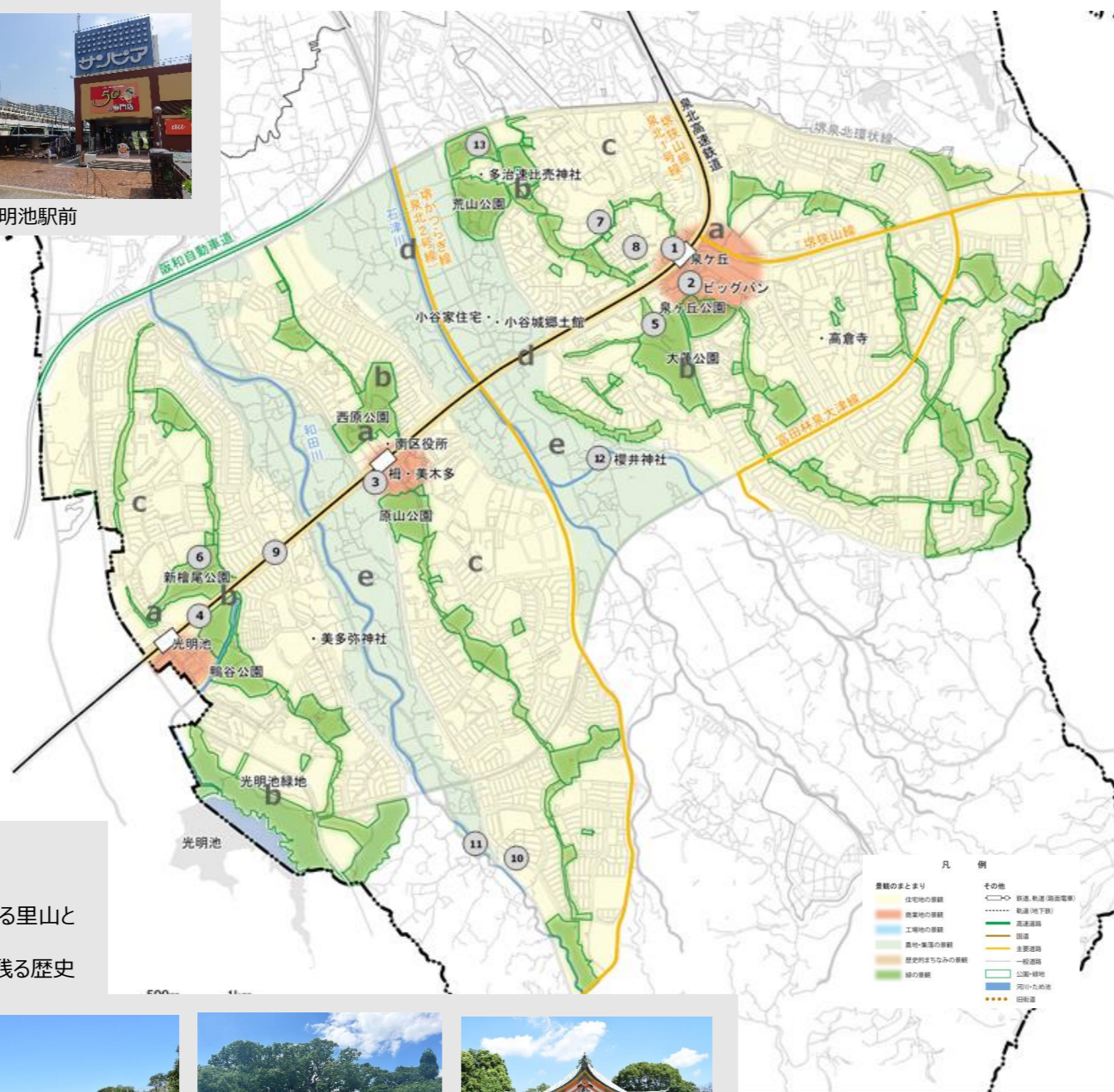
⑪ 和田川沿いの集落



⑫ 櫻井神社



⑬ 多治速比売神社



泉北ニュータウンでは計画的に開発された郊外住宅地の成熟した良好な景観を保全し、丘陵の谷あいの地域や農地・ため池が広がる田園地域では、自然と集落の風景が調和した美しい景観を保全するため、丘陵市街地景観の目標を次のように定めます。

活力を感じる景観形成と緑豊かな郊外住宅地景観、周辺の自然及び田園景観の保全

駅前の拠点の景観

1. 泉北ニュータウンでは緑豊かな住宅地景観を保全しつつ、駅前や近隣センターなどで多様な都市機能が集積したにぎわいや交流を生み出す魅力的な景観形成を図ります。泉ヶ丘都市拠点は豊かな緑空間や商業機能、医療機能等を強みとした幅広い世代の人でにぎわい、交流する魅力的な景観とします。

成熟したニュータウンのまちなみ景観

2. 泉北ニュータウンの公的賃貸住宅や公共施設の更新にあたっては、周辺の土地利用と調和した魅力的な景観形成を図ります。

幹線道路沿道の景観

3. 幹線道路沿道においては、節度あるデザインや沿道の緑化により、豊かな緑と調和した落ち着いた景観形成を図ります。

谷あいの集落地景観

4. 谷筋の集落地では、農地や河川・ため池などの自然資源と一体となった潤い豊かな景観形成を図ります。
5. 農地、河川・ため池、丘陵地の斜面樹林などの自然景観や、寺社などの貴重な歴史資源の保全を図ります。

【丘陵地景観】

a 自然の中に息づく里山景観

- 【特性】
- 河川の谷あい広がる農地と集落が一体となった景観
 - ハーベストの丘など、豊かな自然を活用したレクリエーション施設のにぎわい



①田園景観 ②里山景観・丘陵地の景観 ③ハーベストの丘

b 南部丘陵の自然景観

- 【特性】
- 丘陵地に残る樹林地やため池、河川など、四季の変化に富む豊かな自然が生み出す景観



④内河池



⑤堺自然ふれあいの森



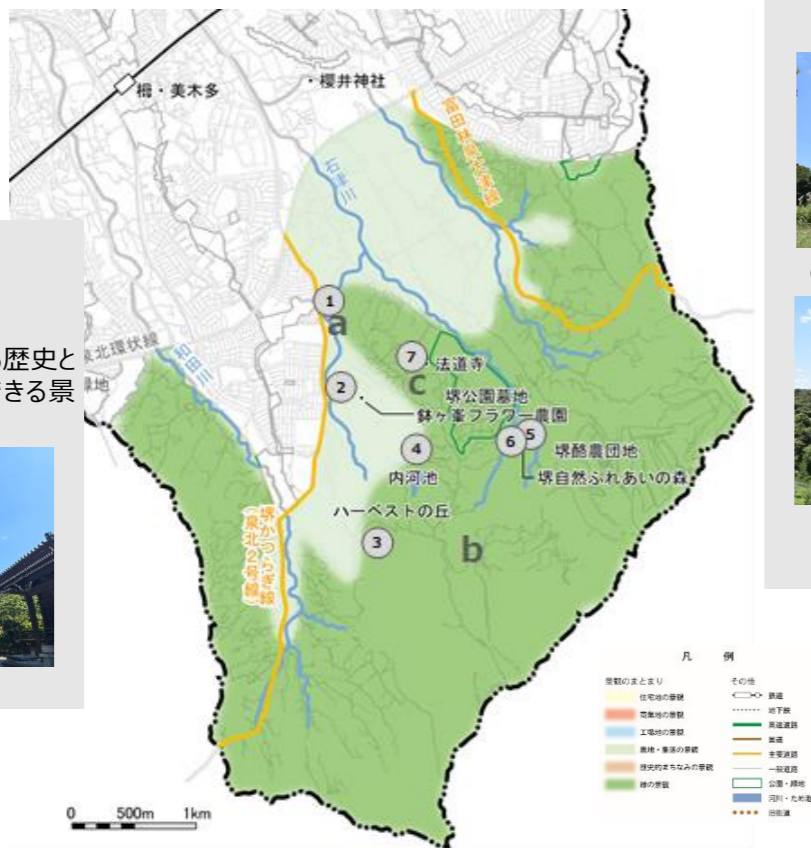
⑥南部丘陵の樹林地

c 名刹が生み出す歴史ある景観

- 【特性】
- 法道寺をはじめとする歴史と文化を感じることのできる景観



⑦法道寺



【臨海市街地景観】

a 環境との共生が進む臨海部の景観

- 【特性】
- 堺浜の人工海浜や堺第7-3区での共生の森づくりなど、自然環境の回復・再生の取組が進む緑の景観
 - 工場の敷地の緑が成熟したうらおいのある景観



①堺浜自然再生ふれあいビーチ ②みなと堺グリーンひろば ③堺第7-3区共生の森

b 大規模な工場が集積するダイナミックな景観

- 【特性】
- 環境先進型の工場群や物流施設などからなる先進的かつスケールの大きいダイナミックな景観



④グリーンフロント堺 ⑤大規模な工場群

c 広がりある海辺の景観

- 【特性】
- 美しい夕日を望める大阪湾に面したスケールの大きい広がりある海辺の景観



⑥海とのふれあい広場 ⑦堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点



海に開かれた地域の特性を活用して自然環境の回復とにぎわいの創出を図り、また環境と共生した産業集積エリアとして臨海都市拠点を形成するため、臨海市街地景観の目標を次のように定めます。

産業と環境が共生する躍動感ある臨海部の景観形成

環境との共生が進む臨海部の景観

1. 環境と共生するエリアとして、自然環境の回復や環境に配慮した建築デザインを誘導しながら、親水性を強みとした海に開かれた景観形成を図ります。

大規模な工場やレクリエーション施設が集積するダイナミックな景観

2. 大規模な工場や物流施設については、相互に調和した質の高いデザインにより、まとまりと活力のある景観形成を図ります。

3. 臨海都市拠点においては、海辺の特性を強みとした商業施設や水と緑の憩いの空間、スポーツ・レクリエーション機能等により、にぎわいある景観形成を図ります。

豊かな自然が維持され樹林地や農地、ため池、河川などが一体となった里山景観を保全しつつ、ゆとりある自然とのふれあいの場として活用を図るために丘陵地景観の目標を次のように定めます。

多様な自然と人の営みが一体となった丘陵地景観の保全

自然の中に息づく里山景観

1. 農業の振興と市民協働により、丘陵地の豊かで多様な里山景観の保全を図ります。

南部丘陵地の自然景観

2. 丘陵地に残る樹林地などの緑やため池・河川などの水辺といった、豊かな自然景観の保全を図ります。
3. 景観に影響を及ぼす行為を抑制し、周辺の自然と調和のとれた景観形成を図ります。
4. まとまった住宅地では、周辺の自然景観に配慮した緑豊かな住環境の形成を図ります。

■ 地形・自然景観



① 修景事業により護岸改修や遊歩道整備が行われ、今もなお環濠の名残をとどめる内川の水辺空間



② 市民の憩いの場となっている土居川の水辺空間

■ 歴史文化景観



③ 江戸時代の「元和の町割」で整備された碁盤目状の街路や街区が残るまちなみ



④ 紀州街道沿いの町家が残るまちなみ



⑤ 堺市立町家歴史館として公開活用されている鉄炮鍛冶屋敷



⑥ 環濠北部に残る、切妻造・虫籠窓・格子・白漆喰等が特徴的な町家



⑦ 堺市立町家歴史館として公開活用されている山口家住宅



⑧ 寺町の一角を形成し、周囲を土堀で囲まれた南宗寺



⑨ 寺町の一角を形成する大安寺



⑩ 寺社が集積するまちなみ



⑪ 古くからの町家が残る大道筋沿いのまちなみ

■ 市街地景観



⑫ 歩行者空間を重視したシンボルロードであり、けやき並木が美しい大小路線（大小路筋）



⑬ 中央には路面電車が走り、沿道では町家をはじめとする多様な景観資源が残る大道筋



⑭ 戦後復興のシンボルとして植樹されたフェニックスが特徴的な国道26号（フェニックス通り）



⑮ モダンなデザインでランドマークとなっているさかい利晶の杜



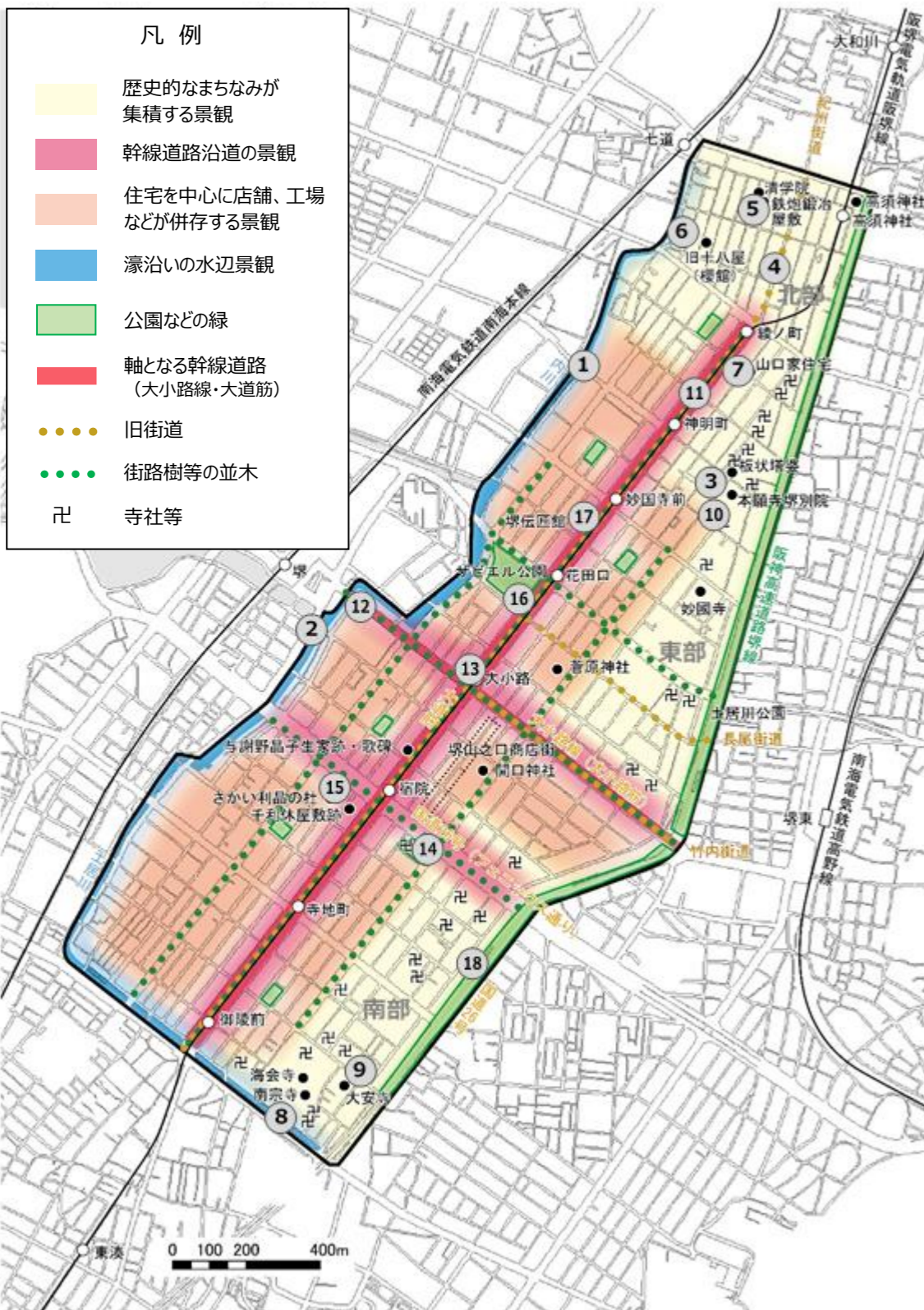
⑯ 市民の憩いの場となっているザビエル公園



⑰ 堺の伝統産業を一堂に集めた堺伝匠館



⑱ 戸建て住宅・共同住宅が併存する街区内の住宅地の景観



改正点④の詳細 堺環濠都市地域の基準強化

■堺環濠都市地域における景観形成の方針

環濠都市の特性を踏まえた市街地の景観を形成するため、本地域の景観の目標を次のように定めます。

**類いまれな歴史文化や都市機能を活用した
本市のにぎわいや活力を牽引する魅力ある都市空間の創造**

そして、この目標を実現するための方針を次のように定めます。

1. さまざまな都市活動を誘引する、都心として活力あふれる魅力的な景観を形成します。
2. 大小路線（大小路筋）や大道筋沿いにおける歩いて楽しい沿道景観を形成します。
3. 堺環濠都市地域における歴史的なまちなみを保全し、それらと調和した景観を形成します。
4. 濠沿いの水辺空間と調和した景観を形成します。

■堺環濠都市地域における景観形成の基準

① 届出対象行為

行為の種類	対象規模
建築物の新築、増築、改築(※1)若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(※2)	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） -建築物の高さが10mを超えるもの -地上4階以上のもの -延べ面積が500㎡を超えるもの

※1 建築物の増築、改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が、既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。

※2 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

② 行為の制限（景観形成の基準）

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	<p>-堺環濠都市地域は歴史的なまちなみや利便性の高い活気ある都心など、さまざまな特性のエリアで構成された地域であるため、建築物が立地するエリアの地域特性に配慮して方針に則った計画とする。</p> <p>【地形・自然特性に関する基準】</p> <p>-堺環濠都市地域の魅力的な景観形成に向けて、濠の水辺空間や街区内の潤いある公園・緑地空間といった地域資源等を読み取り、それを意識した計画となるよう工夫する。</p> <p>【歴史文化特性に関する基準】</p> <p>-戦禍を免れた北部に点在する町家や東部および南部に点在する寺社などにみられる、歴史的な建築物の外観・意匠、外構などの特性、町割や格子状の街区・街路といった地形特性、複数の街道が存在するまちなみ特性を読み取り、環濠都市地域の歴史文化資源等との関係性に配慮する。</p> <p>【市街地特性に関する基準】</p> <p>-都心としてふさわしい質の高い都市空間の形成に向け、景観形成を先導して周辺景観の向上に結び付くような形態・意匠とする。</p> <p>-堺環濠都市地域の骨格を形成する大小路筋（※1）や大道筋においては、主要な交通動線として多くの人々の目に触れ、エリアの印象を決定づける重要な景観形成の軸であることから、建築物の形態・意匠の連続性や通りとしての見え方を意識し、歩いて楽しい沿道景観となるよう配慮する。特に低層部ではしつらえを工夫し、にぎわいを創出するよう努める。</p>

項目	景観形成の基準
B. まちなみ	<p>B-1 周辺との調和</p> <p>-周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。</p> <p>-特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。</p> <p>-大小路筋や大道筋沿いにおいては、ウォークアブルな街路空間や交差点でのにぎわい空間、魅力的な夜間景観などのまちなみ形成を図る。</p> <p>-町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、昔ながらの低層のまちなみに配慮して建築物の形態・意匠や外壁の材料を工夫するなど、歴史的な建築物が主体となったまちなみ形成を図る。</p> <p>-内川・土居川の濠沿いにおいては、水辺空間との連続性を意識したまちなみ形成を図る。</p> <p>B-2 まちかど（交差点）の景観形成</p> <p>-まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。</p> <p>-まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。</p> <p>-大小路筋や大道筋における多くの人が行きかう交差点では、積極的に滞留空間を形成するなど、歩いて楽しいまちかどの創出に努める。</p> <p>B-3 通りの景観形成</p> <p>-低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して形態・意匠、空地の配置を工夫するなど、歩いて楽しい通りのにぎわいを演出するよう意匠とするよう努める。</p> <p>-低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。</p> <p>-大小路筋や大道筋沿いにおいては、本市のにぎわいや活力をけん引する魅力あるまちなみに寄与するデザインに努める。</p> <p>-町家が点在する北部において、町家などの歴史的建築物に配慮した通り形成に努める。</p>
C1. 建築計画／敷地	<p>C1-1 空地の配置・意匠</p> <p>-敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創り出すように、空地の配置・意匠に配慮する。特に、大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観に寄与するよう空地を効果的に配置する。</p> <p>-敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるよう努める。</p> <p>C1-2 敷地の形態・意匠</p> <p>-敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。</p> <p>-敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するよう努める。</p> <p>-大小路筋や大道筋沿いにおいては、歩いて楽しい沿道景観となるよう植栽の充実やベンチの設置、空地の確保など開放的なしつらえとする。</p> <p>-町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、周辺の歴史的な建築物の壁の位置に壁面を揃える、または壁の位置に合わせてまちなみと調和した門柱や塀等を設けるなど、歴史的なまちなみに配慮した敷地とするよう努める。</p> <p>-濠沿いにおいては、遊歩道との連続性や緑化に配慮した敷地の形態・意匠とし、潤いが感じられる水辺空間の創出に努める。</p>

改正点④の詳細 堺環濠都市地域の基準強化

項目		景観形成の基準															
C1. 建築計画 ／敷地	C1-3 屋外付帯施設 (駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など)	-屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する、または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。															
C2. 建築計画 ／建築物	C2-1 建築物の形態・意匠	-建築物は、全体として統一感のある形態・意匠とする。 -壁面の分節化や色彩の配慮などを行い、周辺に対する圧迫感の軽減に努める。 -まちなみに統一感ができるよう隣接する建築物とのスカイラインを意識した意匠とするなど、周辺との調和に配慮した形態・意匠とする。 -大小路筋や大道筋沿いにおいては都心のにぎわいに寄与するデザインとし、魅力あるまちなみ形成に努める。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社といった歴史的な建築物にみられる漆喰・板塀といった伝統的な材料や色彩の特徴、壁の位置などに配慮した形態・意匠とする。															
	C2-2 外壁の材料	-外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。 -町家が点在する北部や寺社が点在する東部および南部、紀州街道などの街道沿いにおいては、町家や寺社等で見られる伝統的な材料（木材や漆喰等）との調和に配慮する。															
	C2-3 外壁の色彩	-外観の色彩は堺環濠都市地域の特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -高明度の外壁は光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。 【外壁（大規模建築物 ※2）】 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の 1/3 以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は次の表の通りとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6 以上</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>6 以上</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>6 以上</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>6 以上</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を 2 以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。使用する範囲は見付面積の 1/3 以下とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の 1/20 以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 -漆喰や板塀といった伝統的な材料を使うなど、歴史的な建築物の特性に配慮されたものは、上記の限りでない。	色相	明度	彩度	YR（橙）系	6 以上	4 以下	R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下	上記以外	6 以上	2 以下	無彩色	6 以上	-
色相	明度	彩度															
YR（橙）系	6 以上	4 以下															
R（赤）、Y（黄）系	6 以上	3 以下															
上記以外	6 以上	2 以下															
無彩色	6 以上	-															

項目		景観形成の基準								
C2. 建築計画 ／建築物	C2-3 外壁の色彩	【外壁（中規模建築物 ※3）】 -ベースカラーは見付面積の最も多く用いられている色彩とし、その色彩の基準は次の表の通りとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2 以下</td> </tr> </tbody> </table> -アクセントカラーを用いる場合は、見付面積に対してできる限り小さい範囲で使用するものとし、効果的に使用する。	色相	彩度	YR（橙）系	6 以下	R（赤）、Y（黄）系	4 以下	上記以外	2 以下
色相	彩度									
YR（橙）系	6 以下									
R（赤）、Y（黄）系	4 以下									
上記以外	2 以下									
	C2-4 屋根	-屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。								
C3. 建築計画 ／付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等 (塔屋、屋上設備)	-スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。								
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備 (室外機、樋等)	-屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物との一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかくしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。								

※1：景観形成基準では、大小路線（大小路筋）を大小路筋と表記する。

※2：大規模建築物
次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む）
-建築物の高さが 15mを超えるもの
-地上 6 階以上のもの
-延べ面積が 3,000 m²を超えるもの

※3：中規模建築物
次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む）
-建築物の高さが 10mを超えるもの
-地上 4 階以上のもの
-延べ面積が 500 m²を超えるもの

改正点⑤の詳細 行為の制限（景観形成の基準）改正点

■全市域における届出対象規模

行為の種類	対象規模	
建築物の新築、増築、改築（※1）若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）	次のいずれかに該当するもの（増築・改築後に以下の規模になるものを含む） 建築物の高さが15mを超えるもの / 地上6階以上のもの 延べ面積が3,000㎡を超えるもの	
工作物の新設、増築、改築（※1）若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（※2）	高架道路等	地上からの高さが5mを超えるもの
	橋梁等	幅員が16m以上、又は延長が30mを超えるもの
	上記以外の工作物	次のいずれかに該当するもの 高さが15mを超えるもの / 建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの

※1 建築物や工作物の増築や改築については、増築又は改築をする部分の床面積の合計が既存の建築物の延べ面積の10分の1を超えるもの。

※2 建築物や工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更については、既存色での修繕等（タイルの貼替、塗替など）も届出対象とし、当該外観の変更面積が従前の外観の見付面積の3分の1を超えるもの。

建築物



工作物



■大規模建築物等の景観形成の基準

① 建築物

項目	景観形成の基準
A. 地域特性	-建築物等が立地する地域の特性に配慮し、景観形成方針に則った計画とする。
B. まちなみ	B-1 周辺との調和 -周辺建築物の壁面の位置、高さや低層部の軒高、外壁の意匠や材料などを考慮し、調和の取れたまちなみ形成を図る。 -特に、人の目につきやすい低層部については、形態・意匠に加え、外構の配置も考慮して周辺との調和に配慮する。
	B-2 まちかど（交差点）の景観形成 -まちかどに位置する建築物については、人々の目にとまりやすいことからその場所の特性に十分配慮し、まちかどを印象付けるような形態・意匠とする。 -まちかどでは、植栽の充実を図るなど、ゆとりと潤いのある空間を創出する。
	B-3 通りの景観形成 -低層部の商業施設などにおいては、まちなみの連続性を意識して通りのにぎわいを創出するよう意匠とするように努める。 -低層部の壁面を後退して植栽を配置するなど、ゆとりと潤いのある空間の形成に努める。
C1. 建築計画／配置・外構	C1-1 空地の配置・意匠 -敷地内の境界付近に道路空間などと一体となったゆとりと潤いのある空間を創出するように、空地の配置・意匠に配慮する。 -敷地内の空地では、植栽の充実や舗装のしつらえの工夫など、潤いのある空間となるように努める。

項目	景観形成の基準
C1. 建築計画／配置・外構	C1-2 敷地の形態・意匠 -敷地の塀・フェンスなどについては、植栽になじむ低明度・低彩度のものとするなど、めだちすぎないような形態・意匠とする。 -敷地には植栽を配置するなど、潤いのある道路空間となるよう配慮する。また、隣地との境界の仕様を工夫し、通りとして緑が連続するように努める。
	C1-3 屋外付帯施設（駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、受水槽など） -屋外付帯施設は、できるだけ通りからめだたないように配置する。または植栽によりめだたないように工夫するなど、通りから直接見えないように配慮する。 -屋外付帯施設は建築物本体と一体化したデザイン、または本体に組み込むようなデザインとする。
	C2. 建築計画／建築物
	C2-2 外壁の材料 -外壁の材料は耐久性があり、汚れにくく、変色しにくいものとする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。
	C2-3 外壁の色彩 -外壁の色彩は地域特性に十分配慮し、周辺と調和するものを用いる。 -ベースカラーは見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積）の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は右の表の通りとする。 -サブカラーを用いる場合は、ベースカラーを引き立て建築物等全体の表情に変化をつける色彩としてベースカラーとの明度差を2以内とする。ただし、彩度はベースカラーの基準内とする。 -ベースカラーとサブカラーに当てはまらない色彩を用いる場合は、アクセントカラーとして見付面積の1/20以下の範囲で使用するものとする。 -写真やイラスト、図形などを用いて構成された部分についてはアクセントカラーとみなす。 -色相及び明度・彩度が近接した複数色からなるタイルまたは素材の性質上均一な色味を出すことが難しい素材（木材や石など）で構成されている色彩は、その平均を扱うものとする。 -ルーバーや建具、ガラス、建築設備等については、外壁とみなす場合がある。 -高明度の外壁は、光の反射による眩しさを考慮し、壁面の仕上げを工夫する。
	C2-4 屋根 -屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和した色彩とする。また、光の反射による眩しさに配慮した材料とする。
C3. 建築計画／付帯設備等	C3-1 屋上付帯設備等（塔屋、屋上設備） -スカイラインの連続性に配慮し、塔屋や屋上設備はその突出部分を最小限とし、また建築物の主体部分と一体のデザインとするなどめだたないよう配置・意匠を工夫する。
	C3-2 屋外階段・外壁付帯設備（室外機、樋等） -屋外階段はできるだけ通りから見えない位置に設置し、また形態、意匠、材料などの工夫により建築物と一体的なデザインとする。 -外壁付帯設備は、壁面と同色とする、めかしを行うなど、めだたない工夫をする。特に、室外機は床置きとするなど通りから見えないよう配置する。

	色相	明度	彩度
方向又はけた行方向の鉛直投影面積の1/3以上で用いられている色彩とし、その色彩の基準は右の表の通りとする。	YR（橙）系	6以上	4以下
	R（赤）、Y（黄）系	6以上	3以下
	上記以外	6以上	2以下
	無彩色	6以上	-

改正点⑤の詳細 屋外広告物による景観形成改正点

■屋外広告物と景観

広告塔や看板などの屋外広告物は都市景観の重要な要素であり、必要な情報の提供や道先案内、にぎわいの創出などさまざまな役割をもっています。その一方で、無秩序な掲出や過剰な色彩、突出したデザインなど、掲出の仕方やその形態・意匠によっては、良好なまちなみなどの都市魅力を損なう原因ともなり、都市景観に大きな影響を与えることになります。

また、通行の妨げとなる広告物や正しく管理されておらず落下や倒壊の危険がある広告物は、通行する人に危害を与える可能性もあります。近年自然災害が日本各地で発生しており、各地の屋外広告物にも多くの被害をもたらしています。屋外広告物の落下や倒壊が生じると、人命に関わる被害が発生する可能性もあることから、屋外広告物の所有者等は定期的に安全点検を実施するなど、適切に維持管理する必要があります。

本市では平成7年（1995年）の堺市屋外広告物条例制定以降、許可制度の運用によって景観誘導を行ってきました。平成27年（2015年）には百舌鳥古墳群の世界遺産登録に向けて、堺市屋外広告物条例を改正し、百舌鳥古墳群周辺地域を広告景観特別地区に指定しました。百舌鳥古墳群周辺地域では、屋上広告物を禁止するなどの規制を行い、さらに基準に合わない広告物の適正化に取り組んでいます。市域全域においても、土地利用に応じて広告物の大きさや高さなどに基準を設けることで、それぞれの地域に応じた景観誘導を図っています。



屋外広告物の板面の破壊

今後は、良好な景観の形成に向けて広告物の色彩やデジタルサイネージ等に対する配慮を求めます。

地域の特徴や周辺景観との調和に配慮したきめ細かな景観形成に向けては市民・事業者と行政が共通認識を持ちながら、良好な景観形成に取り組むことが必要であることから、更なる周知啓発に取り組めます。また、景観についての助言・指導や許可の手続きを通じ、市民・事業者・行政の協力と連携のもと、美しいまちなみの形成及び安全に配慮した掲出を促進し、本来の広告物の役割の発揮と魅力ある都市景観の形成に取り組めます。

■屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は建築物・工作物等とあわせて一体的に景観形成を図る必要があります。また、大規模な屋外広告物を掲出する際には、特に適切な維持管理が重要となります。そこで、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関して以下のとおり定めます。

1. 対象行為及び規模

行為の種別	対象規模
広告物の表示、移転若しくは色彩の変更又は広告物を掲出する物件の設置、修繕若しくは色彩の変更	一の建築物又は一の掲出物件における表示面積の合計が40㎡を超えるもの

② 配慮事項

広告物に対する配慮	<ul style="list-style-type: none"> -表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるよう工夫すること -広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一感を図ること -隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えること -情報の重複を避け、必要最小限の掲出とすること -照明や発光を伴うものは、明るさを抑え、過剰な点滅を控えるよう努めること -信号の視認性、歩行者・自転車の通行の妨げにならないよう見通しや安全に配慮した掲出とすること -点検のしやすさや対候性・耐久性を考慮し、安全性に配慮した設計とすること
-----------	--

改正点⑤の詳細 住民主体の景観形成に向けた活動

景観形成にあたっては、市民・事業者・行政など景観形成の多様な主体が地域の将来像を共有し、互いに連携して取組を進める必要があります。また、市民や事業者は日々の暮らしや活動を通じて地域の景観が創り出されていることを理解し、自らが担い手となって景観を形成する意識をもつことが大切です。特に、都市の景観向上においては、自然景観の保全に向けた取組や町家の活用・修景、地域の歴史資源の調査・発掘、沿道のイルミネーション、コミュニティレベルでの緑化や美化活動など、住民が主体となって行う取組が果たす役割が大きくなります。良好な景観形成とその保全を図るため、地域の景観に関する対話を通じて課題やめざすべき姿を共有しながら取組を継続的に進めることが重要です。

■景観形成を先導する担い手の育成

地域において、市民や事業者が主体となって景観形成の取組を進めるためには、その担い手となる主体の存在が重要です。こうした主体の育成につながる市民や事業者の景観に関する理解や関心を高めるため、さまざまな周知啓発に取り組めます。

1) 景観に関するPR、情報発信

本市のウェブサイトやSNS、広報などを活用して、景観に関する情報や取組を積極的に発信し、景観形成の意義や重要性、具体の制度内容等について周知啓発を図ります。

また、本市からの発信だけでなく、市民や事業者とともに学び、意見交換ができる場として出前講座や勉強会等のイベントなどにも取り組めます。

2) 表彰イベントの開催

景観形成に向けた市民や事業者の意欲を高めるために、すぐれた景観を有する建築物や美しいまちなみ形成に取り組む活動などを表彰する「堺市景観賞」を平成6年（1994年）から実施しています。今後も、景観形成に向けた意欲の向上につながる表彰イベントに取り組めます。

3) 法人や団体による取組の促進

先導的な取組を行う団体や法人に対しては、景観法に基づく景観整備機構の指定を行います。また、さまざまな主体が参画し、景観について幅広く協議したりする仕組みとして景観協議会の活用を図るなど、市民や事業者をはじめとする多様な主体による景観形成の取組を促進します。



令和元年（2019年）度景観賞受賞景観活動



令和4年（2022年）度景観賞受賞建築物

■自主的な地域活動の支援

地域において、主体的に良好な景観形成を具体的に進めるにあたっては、下記の制度を用意して市民や事業者の活動を支援します。

1) 景観形成に関する地域活動の支援

景観に関する専門家の派遣による相談・助言や地域活動に対する助成などにより、住民主体の取組を支援して市民・事業者・行政が協働して地域活動を進めます。

また、市民や企業などからの寄附金を活用したNPO法人の公益的活動に対する助成や、歩道などの公共スペースを市民や事業者が引き受けて自主的な環境美化活動を行うアドプト制度など、幅広い活動に対する支援制度を活用しながら景観に配慮した取組を進めることで、コミュニティレベルからの景観形成を促進します。

2) 地域の景観形成に関するルール化の支援

地域の良好な景観を維持・保全するため、自主的にルールを定めようとする地域住民を支援します。ルール化の実効性を担保する手法として、景観法に基づく景観協定、景観地区や都市計画法に基づく地区計画、建築基準法に基づく建築協定などを活用しながら、地域の景観形成に関するルールを設定して住民主体の景観形成の実現を図ります。

